(社) 全国脊髄損傷者連合会 理事長 妻 屋 明

障害者施策に関する意見

はじめに、障害者に関する施策の在り方を検討する上で必要な基本的姿勢は、 「どんなに重い障害があってもそれぞれの地域で安心して暮らせる社会」を目 指した施策である。

障害者が自立して胸を張って堂々と社会参加を果たし、さまざまな能力を発揮するためには、医療、介護、所得保障、権利擁護そしてバリアフリーなど、障害者が安心して暮らせる社会環境がどうしても必要となる。

障害者が自立できる社会の構築は、国の重要な施策であるとともに私たちの活動の大きな目標の一つでもあり、障害者施策推進に当たっては国や行政だけではなく、障害者団体の役割も含め社会全体で着実に推進していくことが必要である。

そのうえで当団体は、障害者施策について次のような事案について意見を申 し上げる次第です。

1、自立支援法の改正に当たって

法施行 3 年後の見直しについては、現在社会保障審議会障害者部会で議論がすすめられているが、一貫して重度障害者が地域で安心して生活できるサービス体系に見直すため次のような意見を具申している。

- ①支給決定を受けてもサービスが利用できない、という現状を改善するため、 重度訪問介護の介護報酬単価を引き上げる必要がある。
- ②負債の多い市町村へ、25 %の負担でも財政的に厳しい状況にあり、地域間格差が出ており是正する必要がある。
- ③地域生活支援事業の移動支援については、一部個別給付にして地域間格差 をなくす必要がある。
- ④自立支援法に基づいた、福祉サービス、医療費補助、補装具費を複合的に利用した場合は、合算して利用者負担の月額上限額を設定するなど、利用者負担の軽減を図る一方、一般世帯 37200 の月額上限額についても更なる軽減措置が必要である。
- ⑤障害の範囲についても、難病等を含めた見直しが必要である。
- ⑥付帯決議にある、「障害者の所得保障のあり方についての検討」については、

障害基礎年金の増額が必要であると同時に、国民年金制度に加入でなかった在日外国人や在外邦人及びその他の特定障害者以外の無年金障害者の福祉的措置についても、最低保障年金など所得を保障する制度が必要である。

⑦自立支援法と介護保険制度の統合については、自立して社会参加しなければならないことや、また生命を維持しながら日常生活を送る重度障害には、長時間の介護が必要であるなど、特殊なニーズに対応できる自立支援法と要介護者の介護ニーズの一部分を支援する考え方の制度である介護保険制度とはあまりにも制度の内容や考え方が違いすぎるため現状では、介護保険制度の被保険者・受給者の範囲拡大については賛成することはできない。

以上のように医療、年金、介護などの社会保障制度は、障害者施策を含めてまだまだ改善すべき課題や問題が多く、全国各地で自立を目指して懸命になって生活している重度障害者のことを考えると、毎年 2200 億円の予算削減策は無理であり、撤回すべきである。

2、バリアフリー環境について

ハートビル法と交通バリアフリー法を統合したバリアフリー新法が 2006 年 12 月に制定され、一定の数値目標も設定されたことにより全体として期待の持てる法律として評価されている。

また、障害者の日常生活に直接関係するバリアフリー法ができるまでの各プロセスには、様々な立場の障害者団体が検討会の委員として関わり、その意見が反映できたことは何よりも評価することができる。

ただ、せっかく法律で規定された障害者用駐車場について「障害者用駐車スペースを障害のない健常者がマナーに反して利用することで困っている」という意見も多く指摘されている中で、行政と障害者団体等による障害者に対する理解についての啓発活動などの施策が必要である。

3、国連の障害者権利条約の批准と障害者基本法に関する施策 「全体の背景について」

世界 40 カ国で既に障害者差別禁止法が施行されている中で、平成 16 年に改正された障害者基本法では、その基本理念に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」として、障害者差別を禁止する条文がはじめて盛り込まれた。また、日弁連や障害者団体が独自に障害者差別禁止法案を作成している。

千葉県では昨年の7月に全国に先がけて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が施行され、国連の障害者権利条約がこ

の5月に発効され、益々全国の障害者の間に障害者差別禁止法の制定を要望する声が高まってきているのが現状である。

「これからの課題について」

一方、「障害者基本法の3条は、基本理念であり何の裏づけもない」というのが問題であり、実際に差別された場合や権利利益が侵害された場合にはどうなるのかという問題が解決される実効性が担保されなければならない。それには、何が差別であるか、または合理的配慮の内容等を規定する法律が必要となる。その上で、それをどのように防止するかについても検討を行い、具体的な施策を講じることが大切である。

また、例えば差別を受けた障害者が相談できる機関や第3者で構成する 調整委員会などを設置するなど、千葉県の条例を参考にした取り組みも一 つの方策である

国連の障害者権条約を日本が批准するに当たり、権利条約の第2条、第3条、第5条などについて内容を確認した上で国内の法制度、特に障害者基本法を大幅に見直し法律の改正を行い、場合によっては新しい法律をつくる必要がある。

(例) 第5条2項

締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、障害のある 人に対していかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的 保護を保障する。

また、第8条ではその締結国に対して「障害のある人の置かれた状況に対する社会全体(家族を含む。)の意識の向上、並びに障害のある人の権利及び尊厳の尊重の促進」(第8条a)など、その効果的な啓発活動を続けていくことを求めている。

これらに象徴されるように、障害者が障害のない人とともに暮らしやすい社会環境をつくるには、さまざまな法律の裏づけや制度が必要であり、 障害者差別禁止法の制定は全国の障害者全体の強い要望である。

しかし、その前に障害者に対する国民全体の理解や意識を高めていくために、行政だけではなくより広く国民や障害当事者も協同して必要な啓発活動を継続していくことが大切である。

私たちも、今後長い時間をかけて社会全体の理解を得る努力を続けていかなければならない。